

# 「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」運営等業務委託 企画提案競技実施要領

「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」運営等業務委託企画提案競技の実施については、この要領に定めるとおりとする。

## 1 委託業務名

「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」運営等業務委託

## 2 委託業務の目的及び内容

別添「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」運営等業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり。

※ 仕様書は、実施しなければならない最低限の業務を示したものである。「渋沢栄一起業家サロン（仮称）」（以下、「サロン」という。）の運営及び施設構築を行うにあたり、企業等の交流促進やイノベーション創出のハブの実現に向けた効果的な取組手法、それを実現するための魅力的かつ機能的な施設構築のほか、応募者が有する本業務の実施に係る知見やノウハウなどを活用した提案を積極的に行うこと。

## 3 委託期間

契約日から令和10年5月31日までとする。

## 4 契約限度額

707,767,000円（消費税及び地方消費税（10%）を含む。以下同じ。）を上限とする。

上記金額のうち、本企画提案競技に係る上限額は、525,727,780円（別紙1のとおり）とし、このうち施設構築費の上限額は、138,226,000円とする（仕様書5（8）ア関係）。

なお、上記金額は契約金額の限度額を示すものであり、埼玉県がこの金額で契約することを約束するものではない。

## 5 参加資格

企画提案書を提出することのできる者は、（1）～（9）までに掲げる条件を全て満たす者とする。

- （1） 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者でないこと。
- （2） 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第91条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者ではないこと。
- （3） 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要

綱（平成 21 年 3 月 31 日付け入審第 513 号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

- (4) 公示日から本契約の成立までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成 21 年 4 月 1 日付け入審第 97 号）に基づく入札参加除外措置を受けている者でないこと。
- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (6) 法人税、法人（都道府）県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。
- (7) 仕様書の内容を熟知し十分に理解した上で、本企画提案競技に参加できること。
- (8) 令和元年 4 月以降当該企画提案競技の公募開始日までの間に、国、地方公共団体、民間企業等における類似業務を受託し（再委託も含む）、誠実に履行した実績を有すること（類似業務とは、企業のイノベーション創出支援、スタートアップ支援等を目的とした施設の構築、運営、施設利用者間のコミュニティ形成、企業等の交流促進、イベントの企画・運営等に関する業務をいう。）。
- (9) 本企画提案競技に複数の事業者で参加する場合には、代表構成員を定め、次に掲げる全ての要件を満たしていること。
  - ア 全ての構成員が前記（1）から（7）の要件を満たしていること。
  - イ 前記（8）については、構成員（再委託予定の事業者も含む）全体で実績を有していること。
  - ウ 各構成員は、他の構成員として又は単独で本企画提案競技に参加していないこと。

## 6 スケジュール

募集から業務の受注者の決定までのスケジュールは以下のとおりとする。

令和 6 年 3 月 28 日(木)	公募開始（HP の公開）
令和 6 年 4 月 4 日(木) 17 時必着	企画提案競技参加申込書提出期限
令和 6 年 4 月 5 日(金) まで	参加申込者へ図面等送付
令和 6 年 4 月 10 日(水) 17 時必着	質問票提出期限
令和 6 年 4 月 19 日(金)	質問票回答日
令和 6 年 5 月 10 日(金) 12 時必着	企画提案書等提出期限
令和 6 年 5 月 24 日(金) までにメール通知	第 1 次審査（書類審査） ※応募者が 5 者以上の場合のみ実施
令和 6 年 5 月下旬又は 6 月上旬	プレゼンテーション審査 ※第 1 次審査通過者に対し実施
令和 6 年 6 月中旬	契約相手方へ選定結果通知、契約締結

## 7 企画提案競技参加申込書の提出

本企画提案競技への参加を希望する場合は、**様式第1号**「『渋沢栄一起業家サロン（仮称）』運営等業務委託に係る企画提案競技参加申込書」を提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。なお、本申込書は押印不要とする。

※ 複数の事業者により参加する場合は、すべての構成員が提出すること。また、代表構成員が他の構成員分もまとめて提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年4月4日（木）17時必着

### (2) 提出方法

Eメールとする。

申込書メールの件名：企画提案競技参加申込\_渋沢サロン運営等業務委託

### (3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 創業支援担当

電話：048-830-3908（直通）

Eメール：a3770-03@pref.saitama.lg.jp

## 8 質問事項の受付及び回答

本件について質問がある場合は、**様式第2号**「『渋沢栄一起業家サロン（仮称）』運営等業務委託企画提案競技についての質問票」を提出すること。また、必ず電話による到達確認を行うこと。

※ 複数の事業者により参加する場合には、代表構成員が他の構成員の質問もまとめたうえで提出すること。

### (1) 提出期限

令和6年4月10日（水）17時必着

### (2) 提出方法

Eメールとする。

質問書メールの件名：質問書提出\_渋沢サロン運営等業務委託

### (3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 創業支援担当

電話：048-830-3908（直通）

Eメール：a3770-03@pref.saitama.lg.jp

### (4) 回答方法

質問に対する回答は、質問した法人名等を伏せた上で、県ホームページに掲載する。

なお、電話等による質問には簡易なものを除き応じない。

### (5) 回答掲載

令和6年4月19日（金）までに県ホームページに掲載する。

## 9 企画提案書等の提出

(1) 受付期間

令和6年5月10日(金)12時必着

(2) 提出方法

以下の「(4) 提出書類」の書類一式を電子データ化したものをEメールで提出すること。

※電子データ化する際は、文字切れや文字化け等がないか確認すること。

企画提案書等メールの件名：企画提案書等\_渋沢サロン運営等業務委託

(3) 提出先

埼玉県 産業労働部 産業支援課 創業支援担当

電話：048-830-3908(直通)

Eメール：a3770-03@pref.saitama.lg.jp

(4) 提出書類

ア 「渋沢栄一起業家サロン(仮称)」運営等業務委託に係る企画提案書 **様式第3号**

様式第3号を表紙とし企画提案の内容を添付すること。なお、複数の事業者により参加する場合は、代表構成員が提出すること。

※以下、「(5) 企画提案の内容について」参照

イ 業務工程表 **様式自由**

仕様書「5 業務内容」(1)～(6)の業務スケジュールについて、作業項目ごとに示した工程を記載すること。

ウ 業務実施体制調書 **様式第4号**

本業務委託を実施するための実施体制(関係企業等との連携も含む)について記載すること。また、実施にあたり再委託を予定している場合、再委託する業務の内容及び範囲も示すこと。なお、全体像を把握しやすくするために、様式第4号に加えて実施体制図等(様式自由)を添付してもかまわない。

エ 業務実績調書 **様式第5号**

「5 参加資格(8)」にある該当業務の受託実績について記載すること。なお、実績が多数ある場合は、本業務との類似性、関係性が高い実績を優先的に、5項目を限度に記載すること。

オ 見積書 **様式第6号**

見積金額については、提案内容を実現するために必要な全ての費用を積算し、本業務全体に係る金額、及びそのうち施設構築に係る金額をそれぞれ記載すること。併せて、仕様書「5 業務内容」を参考に可能な限り詳細な経費を積算した内訳書を添付すること。

カ 収支計画書 **様式第7号**

本企画提案競技に係る収支計画書を作成すること。有料による施設利用を提案する場合は、それらも含めた内容とすること(仕様書5(3)イ関係)。なお、施設構築に係る費用については全て令和6年度分に計上すること。

キ 会社概要書 **様式第8号**

必要事項を記載し、会社の概要が分かるパンフレット等を添付すること。

ク 誓約書 **様式第9号**

「5 参加資格」の全てに該当する者であることを誓約するもの。

ケ 法人の定款の写し及び登記事項証明書（商業登記簿謄本）

提出日において発行日から3か月以内のもの。

※ 複数の事業者により参加する場合は、キ、ク、ケについては全ての構成員が提出すること。

(5) 企画提案の内容について

(4) アの企画提案書に添付する書類の様式は任意とするが、仕様書等に基づいて作成し、次のア～カの内容を含めること。

企画提案書に添付する書類は、A4版片面横向きで作成し、文章での説明や解説を基本としながら、表・イラスト、写真、CG（イメージパース）等を用いるなどし、仕様書の「5 業務内容」の順で掲載するなど分かりやすく提案すること。

なお、ページ数は表紙を含め30ページ以内とすること（他の様式で別途提出する内容については、本提案書で示さなくてよい）。

ア 仕様書「5 業務内容」(1)について、設計コンセプトやレイアウトの考え方、各機能の特長、施設利用イメージ、施設構築の工程・体制をはじめ、その他PRポイントや活用可能なノウハウ等を具体的に示すこと。なお、内装については、仕上がりイメージしやすいよう、別途提供する図面等を踏まえて、CG等を用いて家具や事務機器等の設置物の配置も含めた内観パース（空間イメージ）を必ず示すこと。

イ 仕様書「5 業務内容」(2)について、施設の運営方針・体制、人員配置、目標等を示すとともに、どのように応募者が持つ強みやノウハウ等を生かして、効果的な運営が実現できるかを具体的に示すこと。特に、施設利用者間のコミュニティ形成や企業等の交流促進を実現するための具体的な手法を示すこと。また、配置予定の人員については、各人物のスキル、経歴、特長などを可能な限り具体的に示すこと。

ウ 仕様書「5 業務内容」(3)について、最適と考える施設の開館日・開館時間、利用基準、有料による施設利用の扱い等の施設管理方法について示すこと。

エ 仕様書「5 業務内容」(4)及び(5)について、開設前のサロンの周知をはじめ、開設後の賑わいの創出や交流を促進するために、どのように応募者が持つ強みやノウハウ等を生かして、効果的な事業実施ができるかを具体的に示すこと。

オ 仕様書「5 業務内容」(6)について、サロンを県内外に広くPRするための効果的な手法について具体的に示すこと。

カ 本業務による成果をより一層高めるために、上記ア～オ以外の事項、もしくは全体を通じて特筆すべき提案事項があれば適宜記述すること。

(6) その他

ア 企画提案書等の提出は、1者につき1提案に限る。

イ 企画提案書等の提出後はその内容を変更することはできない。また、提出された企画提案書等は返却しない。

ウ 提出された企画提案書等は、提案者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成12年埼玉県条例第77号）に基づき公文書開示請求がなされた場合はこの限りではない。

エ 企画提案書等の作成に係る経費は、提案者の負担とする。

## 10 契約先候補者の決定方法

### (1) 審査方法

契約先候補者（以下「候補者」という。）の選定に当たっては、企画提案書等を提出した者が、「『渋沢栄一起業家サロン（仮称）』運営等業務委託先選定審査会」（以下「審査会」という。）においてプレゼンテーションを行い、審査会が提案内容を総合的に審査し、最も評価点が高かった提案者を候補者として選定する。

ただし、その者が著しく社会的信用を損なう等により、本業務を委託するにふさわしくないと認められるときは、次順位の者を候補者として選定する。

なお、企画提案書等を提出した者が1者のときは、審査会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を候補者として選定する。

### (2) プレゼンテーション審査

#### ア 開催日時・場所

〈日時〉令和6年5月下旬、又は6月上旬

〈場所〉埼玉県庁周辺を予定

※ 参加者に対して実施日、開始時間、会場等をEメールで連絡する。

#### イ プレゼンテーション等の時間

プレゼンテーションは1者当たり30分以内、企画提案に対する質疑は1者当たり30分程度とする。

#### ウ 出席者

1者につき3名以内、主たる説明者は本業務を実施する際の運営責任予定者とする。ただし、本業務に従事する予定で、かつ提案内容について十分に把握している者であれば、運営責任予定者以外が主たる説明者でもかまわない。

また、本企画提案競技の提案内容は多岐に渡ることから、あらゆる項目の質疑に対応できるよう出席者については十分考慮すること。

なお、正当な理由なく参加しなかった者の提案は無効とする。

#### エ その他

プレゼンテーションは、提出された企画提案書等を用いるものとし、パソコンの持ち込みも可能とする。

### (3) 第1次審査（書類審査）

応募者が5者以上の場合は、企画提案書及びその他提出書類による第一次審査（書類審査）を実施し、第1次審査を通過した者（4者程度）のみプレゼンテーション審査を行う。

なお、第1次審査の結果（未実施の場合含む）は、応募者全員にEメールで通知する。

(4) 審査基準

審査項目、審査の視点は概ね別紙2のとおりとする。

(5) 選定結果の通知

選定結果は、プレゼンテーション審査参加者全員に対して令和6年6月中旬頃にEメールで通知する。

## 11 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (2) 本実施要領に示した企画提案書等の作成や提出に関する条件に違反した場合
- (3) 見積書の金額が契約限度額を超える場合
- (4) 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- (5) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 12 契約の相手方の決定方法等

県は、候補者に選定した者（審査の結果、評価が最も高かった提案者）と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による委託契約を締結する。候補者と協議が整わない場合は、評価が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

また、この契約は、立会人型電子契約の電子契約による締結を予定している。電子契約を行う場合は、契約書は紙ではなく電子データで作成し、押印に代わる電子署名とタイムスタンプが施される。契約の締結は、電子契約事業者のクラウドを利用するため、電子メールが必要となる。立会人型電子契約の利用に係る費用負担は生じない。なお、電子契約の利用について承諾がない場合は、従来どおり紙の契約書により契約を締結する。電子契約の利用承諾の有無は候補者選定の審査に影響しない。

## 13 企画提案書等の情報公開

契約締結後、契約の相手方となる企画提案者の名称、審査結果概要等の情報公開を行う。また、県民等からの情報公開の請求に応じて契約の相手方となる企画提案書等の情報公開を行う場合がある。

## 14 その他

- (1) 契約の相手方は、この契約の締結と同時に契約金額の100分の1以上を乗じた額を契約保証金として納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。
- (2) 本プロポーザルに係る一連の手続き及び契約等に関する手続において使用する言語

及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

## **15 問合せ先**

埼玉県産業労働部 産業支援課 創業支援担当

住 所：〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂 3-15-1（本庁舎 4 階）

電話：048-830-3908（直通）

Eメール：a3770-03@pref.saitama.lg.jp

契約限度額 707,767,000円

(内訳)

区 分	内 容	金 額
本企画提案競技 に係る金額	(1) 施設構築費 138,226,000 円 (上限額)	525,727,780 円 (上限額)
	(2) 運営費等 387,501,780 円 (上限額)	
その他固定費等 ※仕様書 5 (8) イ及びウ関係	賃料	182,039,220 円 (上限額)
	光熱水費	
	施設内清掃等業務委託費	
	産業廃棄物収集運搬等業務委託費	
	入居ビル外壁看板作成費及び掲出費	
	施設内修繕費	
	Suica 決済端末使用料	
その他		

※上記金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む

(参考)

本企画提案競技に係る年度割上限額

(単位：円)

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	合計
施設構築費	138,226,000					138,226,000
運営費等	15,400,040	112,913,900	119,625,080	119,625,080	19,937,680	387,501,780
合計	153,626,040	112,913,900	119,625,080	119,625,080	19,937,680	525,727,780

※上記金額は消費税及び地方消費税（10%）を含む

## 審査基準の概要

区分	審査項目	審査の視点	
経験・能力、業務の実施体制	業務実績調書	①類似業務の受注実績において、十分な成果を有しているか（類似業務とは、「企業のイノベーション創出支援、スタートアップ支援等を目的とした施設の構築、運営、施設利用者間のコミュニティ形成、企業等の交流促進、イベントの企画・運営等」に関する業務をいう。）。	
	業務実施体制調書、業務工程表、会社概要書	②業務を遂行するにあたり、十分な実施体制を有しているか。	
		③運営責任者を含めた配置予定者が本業務に必要な専門性や経験等を有しているか。	
		④業務量と業務の実施手順を的確に把握し、妥当性の高い業務工程が提案できているか。	
企画提案書	全体	⑤本業務を理解し、業務委託の目的を踏まえた取組が示されているか。	
		⑥事業者の特長を生かした独自の工夫・提案、競合優位性を有しているか。	
	施設構築	⑦利用者が快適に利用でき、また訪れたいと感じさせる魅力的かつ機能的な内装デザインやコンセプト、設備等となっているか。	
		⑧仕様書に記載の機能が整備されているとともに、各機能に十分な工夫が凝らされているか。 また、図面等を踏まえて、運営や利用者が利用しやすいレイアウト等になっているか。	
		⑨施設構築にあたり十分な実施体制、能力、実績等を有しているか。	
	施設運営・管理	⑩施設運営に適切な運営方針、運営体制、人員配置、目標等となっているか。また、十分な専門性や実績等を有しているか。	
		⑪施設利用者間のコミュニティ形成や企業等の交流促進が十分に実現できる内容となっているか。 また、配置予定の人員について、それぞれの役割を十分に果たすことができるスキル、経歴、特長等を有しているか。	
		⑫施設の開館日、開館時間、利用基準、有料利用の扱い等の施設管理について、最適な提案がなされているか。また、その根拠が十分か。	
	周知イベント、賑わい創出、交流促進、広報	⑬サロン開設前の周知や、開設後の賑わい創出、交流の促進に向けて、十分な創意工夫を図って効果的な事業実施が期待できるか。 また、それを実現できるための十分な専門性や実績等を有しているか。	
		⑭サロンを県内外に広くPRするための効果的な手法がとられているか。	
		⑮県内外の関係団体や施設との連携が期待できる体制になっているか。	
	その他	見積書	⑯経費の見積内容の項目や算出根拠は合理的かつ妥当なものであるか。